

第3 軽微な工事に関する届出の省略

別紙1の2～4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。(軽微な工事又は別紙1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)

なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届出の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成、整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に、所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

当該維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態(履歴)を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊(重複する図書、関連する図書等は合本することができる。)したものである。

- 着工届出書の写し
- 消防用設備等設置届出書の写し
- 消防用設備等試験結果報告書
- 消防用設備等検査済証
- 消防用設備等点検結果報告書の写し
- 点検表(消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替をする場合を含む。)
- 消防用設備等の修理、整備の経過一覧表
- 消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)
- 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- その他必要な書類(法第4条に基づく立入検査時の結果通知書等)

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別表2 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>	<p>①ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る） →既設と同種類のもの →5個以下で、薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で、薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品 →放射区画に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火災警報設備</p>	<p>①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
<p>避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）（救助袋）（緩降機）</p>	<p>該当なし</p>	<p>①本体、取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>①標識 ②本体、取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。</p>

(参 考)

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着 工 届	設 置	
		届 出	消 防 検 査
新 設	必 要	必 要	必 要
増 設 移 設 取 替 え	☆ 原則として必要 ☆ ただし、別表2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。 ○工事：甲種消防設備士が実施 ○甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等	必 要	☆ 必要 ☆ ただし、別表2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことになり、現場確認を省略することができる。 ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改 造	必 要	必 要	必 要
補 修 撤 去	不 要	不 要	不 要

(参考)

- 「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(平成10年5月1日付け消防予第67号)

第5 消防用設備等に係る届出等

1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

(消防用設備等の改修の位置づけ等について)

問 20 消防用設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書に掲げる工事の種類のうち「改修」は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。)別紙1に掲げる工事の区分のいずれに該当するの。また、192号通知別紙1に掲げる工事は、消防法(以下「法」という。)第17条の5に掲げる「工事」及び「整備」のいずれに該当するの。

答 前段 当該工事の内容に応じ、「取替え」又は「改造」に該当する。

後段 「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は「工事」に該当し、「補修」は「整備」に該当する。

(軽微な工事を反復して行う場合の取扱いについて)

問 21 一の消防用設備等について、192号通知別紙2に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあっては、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由、工事工程等を確認しておくことが必要である。

(異なる区分の工事を同時に行う場合の取扱いについて)

問 22 自動火災報知設備の感知器10個の移設(軽微な工事に該当)と受信機の改造(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認めてよいか。

答 認められない。

問 23 屋内消火栓箱2基の増設(軽微な工事に該当)と自動火災報知設備の感知器15個の増設(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいか。

答 お見込みのとおり。

(着工届の省略に係る罰則の適用について)

問 24 法第17条の5に掲げる消防用設備等の工事については、法第17条の14の規定により着工届が必要とされるが、192号通知第1、1により当該届出が省略された場合にあっては、法第44条第6号の規定(着工届出等の懈怠に係る罰則)は適用されないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。